

都道  
府県

鹿児島県

お名前

塩田 康一

## 新型コロナウイルスの対応についての

### 全国知事アンケート

<ここから始まります>

第1問 新型コロナウイルスの対応における国と都道府県の役割分担は、

全体として適切に行われていると思いますか。

(〇は1つ)

1. 適切だ

2. どちらかといえば適切だ

3. どちらかといえば適切でない

4. 適切でない

第2問 第1問のお答えはどんな理由からですか。ご自由にお書きください。

第3問 緊急事態宣言の仕組みは、感染拡大の防止にどの程度効果があると思いますか。(〇は1つ)

1. 大いにある

2. ある程度ある

3. あまりない

4. まったくない

第4問 緊急事態宣言による感染拡大防止の効果を上げるために、どんなことが必要だと思いますか。罰則のありかたや私権の制限などについてもお考えがあればご自由にお書きください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法については、緊急的に実施する事業者への休業や営業時間短縮の要請の実効性を担保するために、要請に対する遵守義務や、違反した場合の罰則・営業停止処分等について、改正が必要と考えています。

一方で、(補償金的な)事業者に対する協力金の支援についても、併せて法制化する必要があると考えています。

なお、罰則に関しては、実際に適用する際の課題を含め、指針やガイドラインなどを示していただきたいと思います。

感染症法については、感染拡大を防止する観点から、入院勧告の遵守義務やこれらに対する罰則、宿泊療養施設や自宅での療養の法的根拠の位置づけ、及び実効性の確保について、改正が必要と考えています。

いずれにしても、現在開会中の国会で審議がなされていることから、国民の理解が得られるように十分説明を尽くした上で、改正していただきたい。

**第5問** 今回の急激な感染拡大が起こる前に、国や自治体がどのような対策をしておくべきだったと思いますか。ご自由にお書きください。

本県においては、国の分科会の提言を踏まえ、「感染拡大の警戒基準」を定めており、ステージⅢになった段階で接触機会の低減を図るために、営業時間短縮要請などの社会的要請を行っています。

他の地域においても、ステージの段階に応じた社会的要請などの対策を行う必要があると思われます。

**第6問** 新型コロナウイルスの対応について、厚生労働省は都道府県にさまざまな通知を出しています。貴都道府県は、通知をどの程度重視していますか。 (〇は1つ)

1. 大いに重視している

2. ある程度重視している

3. あまり重視しない

4. まったく重視しない

**第7問** 第6問のお答えの理由や、これまで通知と異なる対応をした例がありましたらお書きください。

第8問 新型コロナウイルスの対応を行うにあたり、貴都道府県の保健所の体制は十分だと思いますか。

(○は1つ)

1. 十分だ →

第10問へ

2. 十分ではない

第9問 「十分ではない」と答えた方に) 「十分ではない」のは具体的にどんなことですか。

どちらでもない。

クラスター発生等により、感染者数が急激に増加した場合は、各保健所の積極的疫学調査や陽性者の健康観察など、通常の体制では迅速な対応が難しい場合があります。また、公衆衛生を担う人材（医師や看護師）の確保も厳しい状況にあります。

第10問 政府は、2月下旬までに新型コロナウイルスのワクチンの接種が始まられるように準備を進めています。貴都道府県ではワクチン接種を円滑に進められると思いますか。  
もっとも近いものに○をつけてください。

(○は1つ)

1. できると思う

2. できると思うが不安はある

3. 不安が大きい

第11問 第10問のお答えの理由について、ご自由にお書きください。

国からは、具体的な内容が段階的に示される中、接種開始までのスケジュールが短期間であり、多くの離島を有する本県はワクチン輸送などの業務も増えることが想定され、準備作業がタイトになっているため。

第12問 次にあげた、新型コロナウイルスをめぐる国の対応を、どの程度評価しますか。

A～Eそれぞれについて、1～4の選択肢から1つずつ○をつけてください。

		1. 評価する	2. どちらかといえども評価する	3. どちらかといえども評価しない	4. 評価しない
A. Go Toキャンペーン	⇒	<input type="radio"/> 1	2	3	4
B. 緊急包括支援交付金の創設	⇒	<input type="radio"/> 1	2	3	4
C. 地方創生臨時交付金の積み増し	⇒	<input type="radio"/> 1	2	3	4
D. 現金10万円の一一律給付	⇒	<input type="radio"/> 1	2	3	4
E. 2020年春の一斉休校の措置	⇒	1	<input type="radio"/> 2	3	4

第13問 2000年の地方分権改革一括法の施行から20年がたちました。

ウィズコロナ時代、アフターコロナ時代の国と地方の関係、地方分権のあり方について、どんなことでもかまいませんので、ご自由にお書きください。

現下の新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決に向けて、国と地方は、それぞれの役割分担の下、さらに連携・協力して取り組む必要があると考えております。

地方が、こうした諸課題の解決に向けて、自らの判断と責任において役割を果たすためにも、これまでの地方分権改革の成果を活用するとともに、国は、より一層、地方の権限と裁量の拡大を進め、地方の自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要であると考えております。

回答日 2021年1月

2	6
---	---

日